

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年 10 月 15 日

支出負担行為担当官

中部地方整備局長 勢田 昌功

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 23

1 事業概要

(1) 品目分類番号 41、42

(2) 事業名 国道 22 号一宮浅野電線共同溝 P

F I 事業

(3) 事業の対象となる公共施設等の種類

電線共同溝（道路法第 2 条第 2 項の 7 に定める電線共同溝（道路附属物））、道路（歩道、水路等）、道路附属物（道路照明等）

(4) 事業場所

自) 愛知県一宮市島崎一丁目地先

至) 愛知県一宮市緑五丁目地先

(5) 事業内容

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11

年法律第 117 号。以下「P F I 法」とい
う。) 第 7 条に基づき選定された事業として、
開札の結果、落札者とされた者が、落札者の
提案に基づき、いわゆる B T O (Build, Tra-
nsfer and Operate) 方式により、電線共同
溝 (管路部・特殊部・横断部)、歩道、道路
附属物 (以下「本施設」という。) の①調
査・設計 (調整マネジメント業務 (設計段
階) を含む。)、②工事 (調整マネジメント
業務 (工事段階) を含む。)、③工事監理及
び④維持管理 (調整マネジメント業務 (維持
管理段階) を含む。) を包括的に実施するも
のである。

- (6) 事業期間 事業契約締結日から令和 31 年
3 月 31 日まで。

2 競争参加資格

(1) 応募者の構成

- ① 応募者は、1 (5) に掲げる業務を実施す
ることを予定する単独企業 (以下「応募企
業」という。) 又は複数の企業によって構

成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。

- ② 応募グループの場合は、構成される企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。

なお、応募企業の場合は代表企業を兼ねるものとする。

- ③ 応募企業又は応募グループは、契約締結までに本事業を行うことを目的とする特別目的会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定められる株式会社（以下、「SPC」という。））を設立することを基本とする。

なお、応募企業又は応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、次のア及びイの要件を全て満たす場合をいう。

ア 会計決算報告において、直近3期が
債務超過でないこと。

イ 会計決算報告において、経常収支が
3期連続で赤字でないこと。

④ 上記③のSPCの設立において、代表企
業及び構成員はSPCに出資すること。

また、SPCへの出資については、次
のアからウまでの要件を満たすこと。

ア 代表企業及び構成員は、SPCの株
主総会における全議決権の2分の1を
超える議決権を保有すること。

イ 代表企業の議決権保有割合が株主中
唯一最大となること。

ウ S P Cの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでS P Cの株式を保有することとし、あらかじめ中部地方整備局の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

- ⑤ S P Cを設立する場合は、応募企業又は構成員以外の者で、事業者より業務を受託し又は請負うことを予定する者（以下「協力企業」という。）についても、第一次審査資料の提出時に協力企業として明記すること。

なお、協力企業とは、S P Cの設立において、S P Cに出資しない企業のことである。

- ⑥ 応募にあたり、代表企業、構成員又は協力企業それぞれが、1(5)に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。

なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。

また、1(5)に掲げる業務以外の業務を実施するその他企業は、実施する業務を明らかにすること。

⑦ 代表企業、構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限までに代表企業、構成員又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、中部地方整備局と協議するものとし、中部地方整備局が変更を認めた場合はこの限りではない。

⑧ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力企業でないこと。

⑨ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の応募グループの代表企業、

構成員又は協力企業でないこと。

- ⑩ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は入札説明書による。

(2) 応募者共通の参加資格要件

応募企業及び構成員並びに協力企業は、次の①から⑧までの要件を満たさなければならない。

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

- ② P F I 法第 9 条の規定に該当しない者であること。

- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（中部地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けた者を除く。）でな

いこと。

- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤ 第一次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 10 年 8 月 5 日付け建設省厚契発第 33 号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑥ 中部地方整備局が委託した本事業に係るアドバイザー業務に携わったパシフィックコンサルタンツ株式会社及びアンダーソン

ン・毛利・友常法律事務所あるいはこれらの者と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

⑦ 中部地方整備局が設置した国道 22 号一宮浅野電線共同溝 P F I 事業有識者等委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

⑧ 上記⑥及び⑦において、「資本関係又は人的関係においての関連のある者」の詳細は入札説明書による。

(3) 設計企業の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業のうち、調査・設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）は、次の①から④までの要件を満たさなければならない。ただし、調整マネジメント業務（設計段階）のみを実施する者はこの限りでなく、次の②又は事業監理業務の実績を有する者若しくは 2 (4) に掲げる工事企業の参加資格要件②を満足する者であ

れば良いものとする。事業監理業務の詳細は
入札説明書による。

- ① 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和元・2年度一般競争（指名競争）参加資格のうち土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）
- ② 次のいずれかの実績（設計共同体としての実績は、分担業務としての実績について1件以上）を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成21年4月1日以降公告日までに完了し、

引渡済みの業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務）とする。

ア 電線共同溝の実施（詳細）設計業務

イ 電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務

③ 次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

ア 次に掲げるいずれかの資格を有すること。

a 技術士（総合技術監理部門－建設、又は、建設部門）

b 国土交通省登録技術者資格（施設分野：道路－業務：計画・調査・設計）

c 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）

イ 次のいずれかの実績を有すること。

ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模

な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成 21 年 4 月 1 日以降公告日までに完了し、引渡済みの業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務）とする。

a 電線共同溝の実施（詳細）設計業務

b 電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務

④ 上記②、③の実績として挙げた業務実績

が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した業務に係る実績である場合にあっては、評定点が 60 点未満のものは、実績として認めない。

(4) 工事企業の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業のうち、1

(5)に掲げる工事業務を実施する者（以下

「工事企業」という。）は、次の①から③ま

での要件を満たさなければならない。

ただし、調整マネジメント業務（工事段階）のみを実施する者はこの限りでなく、次の②の要件又は2(3)に掲げる設計企業の参加資格要件②を満たせば良いものとする。既存ストックを活用する工事を行う者は、次の④の要件を満たさなければならない。

ただし、既存ストックを活用しない提案を行う場合はこの限りではない。

- ① 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和元・2年度一般競争（指名競争）参加資格のうちアスファルト舗装工事の認定を受けていること。
- （会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

- ② 平成16年4月1日以降に元請けとして

完成・引渡しが完了し、下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有すること。

なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20% 以上の場合のものに限る。

ただし、乙型 J V（異工種 J V）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

ア 同種工事として、供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で交通規制を実施し、かつ電線共同溝または情報ボックス若しくは電線類の地中化工事を施工した実績を有すること。なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点が 65 点未満の

ものは、実績として認めない。

③ 次に掲げる基準を満たす主任（監理）技

術者（以下「配置予定技術者」という。）

を当該事業の整備工事業務に専任で配置で

きること。ただし、契約締結の日の翌日か

ら整備工事業務の着手までの間は配置予定

技術者の配置を要しない。複数の技術者を

申請する場合は、申請する全ての者につい

て次に掲げる基準を満たしていること。

ア 1級土木施工管理技士又はこれと同等

以上の資格を有する者であること。な

お、「これと同等以上の資格を有する

者」とは、次のとおりである。

a 1級建設機械施工技士の資格を有

する者

b 技術士（建設部門、農業部門（選

択科目を「農業土木」とするものに

限る。）、森林部門（選択科目を

「森林土木」とするものに限る。）

又は総合技術監理部門（選択科目を

「建設」、「農業—農業土木」又は
「森林—森林土木」とするものに限
る。)) の資格を有する者

c これらと同等以上の資格を有する
ものと国土交通大臣が認定した者

d 1級土木施工管理技士又は1級建
設機械施工技士の合格を通知されて
いる者のうち、合格証明書が交付さ
れていない者（合格通知から6か月
以内に限る。）

イ 同一の者が上記②に掲げる工事（平
成16年4月1日以降の実績でなくても
良い）の経験を有する者であること
（品質証明員、土木工事品質確認技術
者としての経験は除く。）（共同企業
体の構成員としての経験は、出資比率
が20%以上の場合のものに限る。ただし、
乙型JV（異工種JV）の同種工事の
施工実績については、出資比率に関わ
らず各構成員が施工を行った分担工事

の実績であること。)

なお、当該経験が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が 65 点未満のものは、実績として認めない。経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち 1 社の配置予定の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有していればよい。

ウ 配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上）があること。

④ 既存ストックを活用する工事を行う者は、以下のア及びイの条件を満足していること。

ア 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和元・2年度一般競争（指名競争）参加資格のうち通信設備工事の認定を受けていること。

イ 既存ストック所有者発注の業務委託に

係る受注実績がある会社であること。

ただし、既存ストック所有者の電気通信設備に影響を及ぼす場合がある工程については、当該工程の施工実績のある会社とする。

(5) 工事監理企業の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業のうち、1(5)に掲げる工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の要件を満たさなければならない。

- ① 平成21年4月1日以降に同種工事（2(4)②に掲げる工事）の工事監督を支援、または、自ら工事監督を行った実績を有すること。

(6) 維持管理企業の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業のうち、1(5)に掲げる維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。

ただし、点検業務のみを実施する者は次の②

の要件を満たせば良いものとし、補修業務のみを実施する者は次の③の要件を満たせば良いものとする。また、調整マネジメント業務（維持管理段階）のみを実施する者はこの限りでなく、2(2)に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。

- ① 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和元・2年度一般競争（指名競争）参加資格のうち土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）
- ② 平成16年4月1日から平成31年3月31日までの間に完了した、国及び地方公共団体発注による道路構造物保守点検業務の実

績を有していること。

- ③ 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和元・2年度一般競争（指名競争）参加資格のうち維持修繕工事の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

(7) その他企業の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業のうち、1(5)に掲げる業務以外を実施する企業の参加資格要件は、2(2)に掲げる応募者共通の参加資格要件による。

3 総合評価に関する事項

- (1) 入札参加者は入札書及び第二次審査資料（以下「事業提案」という。）をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である

者のうち、内容点と価格点を合計した数値
(以下「総合評価値」という。)の最も高
い者を落札者とする。

(2) 入札参加者からの事業提案を入札説明書に
添付する選定基準に基づき審査する。ただ
し、事業提案に要求範囲外の事業提案が記
載されていた場合、その部分は採点の対象
としない。

① 内容点評価の基本的概念としては、要
求水準を満たしていることが前提となる
ため、事業提案がより優れていると認め
られるものは、その程度に応じて得点を
付与する。

② 最低入札価格を当該入札参加者の入札
価格で除した数値に得点を乗じて得た値を
価格点として付与する。

(3) (1)において、落札となるべき最も高い総
合評価値の入札をした者が2人以上ある時
は、当該者にくじを引かせて落札者を決定
する。

4 入札手続等

- (1) 担当部局 〒460-8514 愛知県名古屋市

中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁

舎第2号館内 中部地方整備局 総務部

契約課

電話 052-953-8138

- (2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

令和元年10月15日から令和元年12月24

日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機

関の休日に関する法律（昭和63年法律第91

号）第1条第1項に規定する行政機関の休日

（以下「休日」という。））を除く毎日、10

時00分から16時00分まで。

ただし、最終日は正午までとする。

上記(1)において書面により交付するので、

記録媒体（CD-R）を(1)に持参すること。

- (3) 第一次審査資料の提出期間、場所及び方法

提出期間は、令和元年10月15日から令和

元年11月14日までの休日を除く毎日、10

時00分から16時00分まで。

ただし、提出締切最終日は正午までとする。

提出場所は4(1)に同じ。提出方法は持参するものとし、郵送もしくは託送による提出は認めない。

(4) 入札書及び第二次審査資料の提出期間、場所及び方法

提出期間は競争参加資格の通知日の翌日から令和元年12月25日の休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。提出場所は4(1)に同じ。提出方法は持参するものとし、郵送もしくは託送による提出は認めない。

(5) 開札の日時及び場所

開札は令和2年2月7日 11時00分。

名古屋合同庁舎第2号館 中部地方整備局
総務部契約課入札室にて行う。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除する。

② 契約保証金 納付する。

事業者は、施設整備業務の履行を確保するため、本施設の引渡し日までを期間として、次のアからウのいずれかの方法による事業契約の保証を付すものとする。

ア 会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 9 第 1 項に基づく契約保証金の納付

イ 会計法第 29 条の 9 第 2 項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供

a 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

b 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が確実に認める金融機関又は保証事業会社

（「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事

業会社をいう。)の保証

ウ 会計法第29条の9第1項ただし書き

に基づく契約保証金の納付に代わる担

保の提供

a 債務の不履行により生ずる損害を

てん補する履行保証保険契約の締結

なお、契約保証金の額、保証金額又は

保険金額は、本施設の施設費のうち、調

査・設計費、工事費、工事監理費及び調整

マネジメント費（設計段階・工事段階）に

相当する額の100分の10以上とする。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のし

た入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした

者のした入札及び入札に関する条件に違反し

た入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

上記3(1)に定めるところに従い、総合評

価値の最も高い者を落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無 無。

- (6) 契約書作成の要否 要。
- (7) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (8) 第二次審査資料のヒアリングを行う。
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4 (1)に同じ。
- (10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者を本事業に係る業務に携わる者とする場合の参加
上記2 (3)①、(4)① 又は(6)①及び③に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4 (3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (11) 詳細は入札説明書による。

Summary

- (1) Official in charge of disbursement of
the procuring entity :Masanori Seta
Director-General of Chubu Regional Dev-
elopment Bureau, Minister of Land, Infr-
astructure, Transport and Tourism
- (2) Classification of the services to be
procured : 41, 42
- (3) Subject matter of the contract : PFI-
based design, construction and maintena-
nce of the National Highway Route 22
Ichinomiya- asano Common-Use Cable
Tunnel (BTO-scheme)
- (4) Time-limit for the submission of app-
lication forms and relevant documents
for the qualification : 12:00 P.M. (noon)
14 November 2019
- (5) Time-limit for the submission of tend-
ers : 12 : 00 PM (noon) 25 December 2019
- (6) Contact point for tender documentation

: Contract Division, Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
2-5-1, Sannomaru, Nakaku, Nagoya 460-8514,
Japan
TEL 052-953-8138